

令和 6 年度 石綿読影の精度に係る調査 (大阪市) の概要について (協力依頼)

保健所管理課 (審査・給付 G)

1 趣旨 (概要)・目的

環境省では、石綿による健康被害の早期発見、早期救済が課題となっており、既存検診の機会を活用して石綿関連疾患が発見できる体制の整備に資するため、石綿関連疾患の読影精度向上に向けた知見を収集することを目的に、令和 2 年度より 5 年間の予定で自治体への委託により本調査が行われ、本市も参画してきました。

今年度におきましても、本市結核健診を活用した本調査を実施いたしますので、市民への案内、健診時の対応、画像データの提供などご協力をお願いいたします。

2 事業内容

(1) 対象者

原則として下記の条件を満たす者 (先着 80 名)

①現在大阪市内に居住している者

②本調査の内容を理解し、令和 6 年 9 月から 11 月にかけて実施する本市の結核健診を受診するとともに、結核健診で撮影した胸部エックス線画像を本調査の読影のために提供することに同意する者

(2) 時期 (期間)

結核健診：令和 6 年 9 月～11 月

(3) 健診実施区

サーバ設置区 8 区

(北区、港区、天王寺区、淀川区、生野区、住吉区、平野区、西成区)

(4) 各区での対応業務

①24 区 (共通) 本調査の実施について、ご承知・案内願います。

・別紙 案内「石綿 (アスベスト) 検診を実施します」参照

②サーバ設置 8 区

・西成区除く 7 区：放射線技術検査所の放射線技師による結核健診の実施、胸部エックス線画像データの提供。

・西成区：放射線技師による結核健診の実施、胸部エックス線画像データの提供。

(5) 読影・結果通知等

保健所管理課所管の本市石綿健康被害調査委員会にて 1 次読影、環境省にて 2 次読影を行い、結果通知等は保健所管理課から行います。

3 その他 (広報スケジュール等)

- ・8 月～10 月 市ホームページで周知・募集 (先着 80 名/定員となり次第、締切)
保健所管理課 審査・給付グループの専用電話による受付
- ・9 月～11 月 サーバ設置区 8 区における結核健診の受診
- ・9 月～12 月 石綿読影の実施 等

令和6年度 石綿読影の精度に係る調査（大阪市）委託業務 実施手順書

1. 目的

石綿関連疾患患者数は今後も増加が予想されており、石綿による健康被害の早期発見、早期救済が課題である。環境省では、石綿検診（仮称）モデルの実施に伴う課題等を検討するため、「石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査」を実施し、令和2年3月の最終とりまとめでは、「一般住民については、既存検診の機会を利用して石綿関連疾患が発見できるような体制を整備することが望ましい」との考え方が示された。

令和2年度より5年間の予定で始まった本調査は、既存検診の機会を活用して石綿関連疾患が発見できる体制の整備に資するため、石綿関連疾患の読影精度向上に向けた知見を収集することを目的に行うものである。

2. 参加対象者

原則として、下記の条件を満たす者を参加対象者とする。ただし、受付は先着順に80名とする。

- ① 現在大阪市内に居住している者
- ② 本調査の内容を理解し、令和6年9月から11月にかけて実施する本市の結核健診を受診するとともに、当健診で撮影した胸部エックス線画像を本調査の読影のために提供することに同意する者

3. 実施方法

（1）周知について

本調査の参加者（以下「参加者」という）の募集に関しては、本市ホームページに掲載するなどの方法により周知する。

また、昨年度までに調査に参加し、調査の結果、石綿疾患の確定診断を受けていない者に対しては、別途、個別に郵送等での周知を行う。

（2）受付・問合せ対応について

- ① 参加者の受付は、8月以降に電話等により保健所管理課審査・給付グループ（以下「審査・給付グループ」という）（TEL06-6647-0792）において行う。その際、参加希望者に対して次の事項を説明する。
 - （ア）本市の保健福祉センターで実施する結核健診を受診するとともに、当健診で撮影した胸部エックス線画像を本調査の読影のために提供することに同意すること。
 - （イ）結核健診はサーバー設置区の北区、港区、天王寺区、淀川区、生野区、住吉区、平野区、西成区の8区のいずれかで受診するとともに、受診当日は結核健診の問診も受けること。また、結核健診で要検査と判断された場合の結果連絡は審査・給付グループから行うこと。
 - （ウ）参加希望者は「結核健診一覧表」に基づいて結核健診の受診区と受診日を選択し、「結核健診希望表」に記入すること。
 - （エ）結核健診受診当日を含め、本調査に関する問い合わせは、全て審査・給付グループまで行うこと。
- ② 審査・給付グループは、受付後、参加希望者に対して「調査票」、「同意書」、「結核健診希望票」、「結核健診一覧表」、「返送用封筒」など本調査に必要な資料を郵送する。

(3) 結核健診の受診連絡等について

- ① 審査・給付グループは、参加希望者から返送された「調査票」、「同意書」、「結核健診希望票」の記載内容に疑義がある場合は、参加希望者に連絡を取り、その記載内容の確認等を行うことで参加者であることを確定させる。
- ② 参加者であることが確定したら、審査・給付グループは、参加者の結核健診の受診日を該当区の保健福祉センター及び放射線技術検査所に連絡する。合わせて、該当区の管理医師に対しては、当該保健福祉センターを通じて、参加者が結核健診を受診する旨の情報提供を行う。
- ③ 結核健診の終了後、審査・給付グループは、参加者の受診の有無を放射線技術検査所（西成区以外）及び西成区保健福祉センターに確認する。

(4) 胸部エックス線画像の取り寄せについて

本調査で使用する胸部エックス線画像は、結核健診の胸部エックス線画像から作成したCD-Rを取り寄せて使用する。

① 西成区を除く7区

放射線技術検査所の放射線技師が当該健診を実施した週の金曜日に感染症対策課において結核健診で撮影した参加者の胸部エックス線画像からCD-Rを作成し、その作成したCD-Rを審査・給付グループが受理する。

② 西成区

結核健診の受診有無を西成保健福祉センターに確認する際に、参加者の胸部エックス線画像からCD-Rを作成することを依頼し、その作成したCD-Rを通送にて西成区保健福祉センターから送付し、審査・給付グループが受理する。

(5) 結核健診と本調査との関係について

本調査は（4）で作成し取り寄せたCD-Rを使用して、結核健診とは別に（6）以下の手順で読影などを実施する。従って、結核健診での読影などは本調査とは関係なく従来通りの内容での実施となる。

なお、本調査の参加者が結核健診での読影で石綿関連疾患に限らず要検査が必要との判断がされた場合には、管理医師はその旨を審査・給付グループに連絡し、審査・給付グループから参加者へ要検査である旨の連絡を行う。

(6) 一次読影会について

- ① 審査・給付グループは、原則、月2回定例的に「石綿健康被害調査委員会」（以下、「委員会」という）を開催して一次読影会を実施する。ただし、急が要する事案があると認められる場合は、適宜、委員会を開催する。
- ② 委員会は9名以内の委員をもって構成する。なお、構成する委員は、試行調査における精密検査での経過などを踏まえて、大阪公立大学医学部附属病院（呼吸器内科）に選出を依頼する。
- ③ 一次読影は、参加者の「胸部エックス線画像」と「調査票」を用いて複数の委員で行い、読影結果を「一次読影・読影チェックシート」に記入する。
- ④ 一次読影の結果、「要精密検査（石綿関連疾患の疑い）」と判断された場合は、速やかに参加者にその旨を通知し、精密検査受診の勧奨を行う。
- ⑤ 一次読影の結果、石綿関連疾患の疑い以外で「要精密検査（その他）」と判定された場合においては、参加者に検査を要する旨の通知を行って近隣の医療機関での受診を促す。

(7) 二次読影会について

- ① 一次読影の結果、「要精密検査不要」、「要精密検査（その他）」と判定された者については、環境省において二次読影を行うため、審査・給付グループは一次読影の関連資料（胸部エックス線画像、調査票、一次読影チェックシートなど）を郵送にて速やかに送付する。
- ② 二次読影の結果、「要精密検査（石綿関連疾患の疑い）」と判断された場合は、速やかに参加者にその旨を通知し、精密検査受診の勧奨を行う。
- ③ 一次読影で「要精密検査不要」と判定された者が、二次読影で石綿関連疾患の疑い以外で「要精密検査（その他）」と判定された場合においては、参加者に検査を要する旨の通知を行って近隣の医療機関での受診を促す。

(8) 石綿読影の結果通知について

二次読影においても「要精密検査不要」、「要精密検査（その他）」と判定された者に対しては、環境省からの二次読影の結果を受けて、石綿関連疾患に関しては問題がない旨を参加者に通知する。

(9) 精密検査について

- ① 精密検査は、一次読影、二次読影において「要精密検査（石綿関連疾患の疑い）」と判定された者を対象に、すみやかに精密検査を受診するように勧奨することを通じて行う。
- ② 本調査の精密検査は市内の医療機関で実施することとし、一次読影、二次読影において「要精密検査（石綿関連疾患の疑い）」と判定した委員の所見に基づき、要精密検査対象者と協議のうえ実施する医療機関を決定する。
- ③ 審査・給付グループは、要精密検査対象者の「紹介状」を作成するとともに、精密検査実施医療機関との間で精密検査の日程調整を行い、要精密検査対象者に対して検査日の連絡を行う。
- ④ 精密検査実施医療機関が必要と認める場合は、精密検査において胸部ＣＴ検査を実施する。この場合、精密検査における胸部ＣＴ検査の自己負担費用は環境省が負担するため、本市が当該胸部ＣＴ検査の参加者自己負担分に相当する額を精密検査実施医療機関に支払う。
- ⑤ 参加者が精密検査を受診した後に、審査・給付グループは精密検査実施医療機関から診断結果（胸部ＣＴ検査画像を含む）を取り寄せる。なお、取り寄せた診断結果は、次年度以降の読影会などでの活用に生かすことを目的に委員会にフィードバックして情報の共有を図る。
- ⑥ 審査・給付グループは、精密検査において石綿関連疾患（疑い含む）と診断された者に対しては、国の石綿健康被害救済制度や労災保険制度等について案内と誘導を行う。

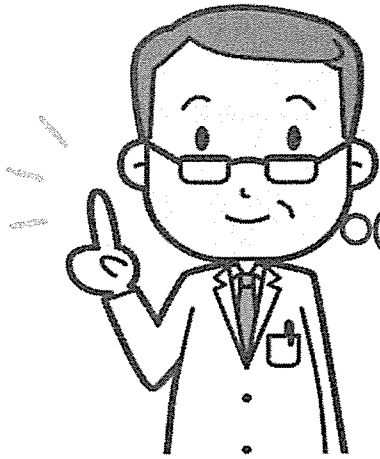
(10) その他

本調査は結核健診の枠組みを利用する関係上、審査・給付グループは、感染症対策課と情報の共有を図りながら本調査の実施に努めるものとする。

令和6年度

「石綿(アスベスト)検診」を実施します

(石綿読影の精度に係る調査)



大阪市では、石綿（アスベスト）ばく露の不安のある方に対して、不安をやわらげるとともに、ご自身の健康状態を確認し、健康管理に役立てるために、環境省が行う「石綿読影の精度に係る調査」に本市が参加することにより石綿検診を実施します。

病気を早期に発見するために検診を受けることが大切です。

対象者

(原則として、次のすべてを満たす方)

- ①現在、大阪市に居住している方
 - ②令和6年9月から11月にかけて実施する本市の結核健診を受診するとともに、当健診で撮影した胸部エックス線画像を本調査のために提供することに同意していただける方
- ※ただし、石綿が原因で医療機関を受診している方等は除きます。

内容

令和6年9月から11月に本市の結核健診を受診
専門医による胸部エックス線画像の読影を行う

定員

先着順 80 名 ※定員となり次第、申し込みを終了します。

申込み

電話にて、大阪市保健所管理課 審査・給付グループ（06-6647-0792）へお申込みください。

（電話により難しい場合はFAX（06-6647-0803）にてお申込みください。）

※後日、本市から調査票や同意書など必要書類を郵送します。

受付期間 令和6年8月5日（月）～令和6年10月31日（木）

受付は、平日（土日祝日を除く）午前9時から午後5時30分まで

お申し込み・お問い合わせ先

大阪市保健所管理課 審査・給付グループ

電話 06-6647-0792

FAX 06-6647-0803

※裏面につづく

— 調査のながれ —

① 必要書類の返送

電話で申し込み後に、保健所管理課 審査・給付グループより送付する
必要書類（「調査票」「同意書」「結核健診希望票」）にご記入のうえ、
保健所管理課（審査・給付グループ）あてに返送していただきます。



② 結核健診の受診

令和6年9月～11月の期間に、北区・港区・天王寺区・淀川区・生野区・
住吉区・平野区・西成区のいずれかの保健福祉センターにおいて結核健診（無料）
を受診していただきます。



③ 石綿読影の実施

結核健診で撮影した胸部エックス線画像による石綿読影を2回
（本市において1次読影、環境省において2次読影）実施します。



④ 結果通知

2次読影終了後に、本市から石綿読影結果をお知らせします。
ただし、精密検査が必要と判定された場合はその都度、お知らせします。
また、結核健診で精密検査が必要と判定された場合にも、別途、お知らせします。



⑤ 精密検査

石綿関連疾患による精密検査が必要と判定された場合、医療機関（原則、大阪公
立大学医学部附属病院）で精密検査を受診していただきます。

なお、精密検査において実施するCT撮影の費用のみ、大阪市が負担します。

(案)

事務連絡

令和 6 年 月 日

各区保健業務主管課長 様

大阪市保健所保健医療対策課長

(担当：今泉)

「医療機関等情報支援システム (G-MIS)」による医療機能情報報告に係る
啓発ちらしの配布について (依頼)

医療機関（病院、医科診療所、歯科診療所及び助産所（以下「病院等」という。）は、令和 6 年 1 月以降、厚生労働省「医療機関等情報支援システム（以下「G-MIS」という。）」により医療機能情報を都道府県知事に報告することが義務付けられており、同年 4 月 1 日からは、報告された情報を厚生労働省の「医療情報ネット（ナビイ）」において、市民・患者が医療機能情報の検索及び閲覧ができるようになっています。

しかしながら、G-MIS 導入前と比較すると、病院等からの報告率が大幅に低下しており、現在、病院等が開設されていたとしても未報告の場合は「医療情報ネット（ナビイ）」で検索しても表示されないため、医療機能情報（診療日、診療科目及び対応可能な疾患・治療内容等）を市民・患者が活用できない状況にあります。

令和 6 年 6 月及び 7 月の大阪府保健所長会にて、大阪府は病院等に対する報告促進啓発するため G-MIS による医療機能情報報告に係る啓発ちらし（以下「啓発ちらし」という。）について、本市に対し配布依頼（別紙 1）がありましたので、次のとおり取り扱いますようお願いいたします。

1 啓発ちらし（別紙 2）の配布について

各区保健福祉センターにて医科診療所、歯科診療所及び助産所から開設届、変更届等が提出された際、啓発ちらしの配布をお願いします。（配布いただく各届出等については別紙 3 をご参照ください。）

※病院への配布は、保健所保健医療対策課が行います。

※啓発ちらしは、大阪府健康医療部保健医療企画課で業者委託により印刷され、8 月末頃に各区保健福祉センターへ配布される予定です。

2 配布開始予定日

令和 6 年 9 月 1 日

保 企 第 1 5 8 4 号

令和 6 年 6 月 2 4 日

保健所設置市保健所長 様

大阪府健康医療部保健医療室長

医療機能情報提供制度に係る医療機関向け報告促進用啓発ちらしの配布について（依頼）

平素は本府の健康医療行政の推進に御協力いただきお礼申し上げます。

さて、府内の各医療機関（病院、診療所、歯科診療所及び助産所（以下「病院等」という。））の管理者は、医療法第 6 条の 3 に基づき、住民・患者が医療機関を適切に選択するために必要な医療機能情報を、都道府県知事に報告することが義務付けられています。

病院等からの報告については、令和 6 年 1 月以降、厚生労働省「医療機関等情報支援システム（以下「G-MIS」という。）」により報告することとなり、同年 4 月 1 日からは、病院等から報告された情報を厚生労働省の「医療情報ネット（ナビイ）」において検索及び閲覧ができるようになっていところす。

しかしながら、令和 6 年 4 月 3 日時点で府内の報告率は約 66.5%となっており、未報告の医療機関の情報は「医療情報ネット」で検索及び閲覧できない状況です。

つきましては、下記の啓発ちらし「医療機能情報提供制度 G-MIS でのご報告のお願い」を管内医療機関への立入検査時や保健所立入検査説明会等の機会に配布いただき、本制度の周知に御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

- 医療機関向け啓発ちらし「医療機能情報提供制度 G-MIS でのご報告のお願い」

https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/4009/gmis_houkoku.pdf

- （参考）医療機能情報提供制度に係る定期報告等について（医療機関向け）

https://www.pref.osaka.lg.jp/o100020/hokeniriyokikaku/mfi_survey/index.html

- （参考）医療情報ネット（ナビイ）大阪府版トップページ

<https://www.iryoku.teikyouseido.mhlw.go.jp/znk-web/juminkanja/S2310/initialize?pref=27>

連絡先：大阪府健康医療部 保健医療室 保健医療企画課
計画推進グループ 奥平、堤之
電 話：06-6944-6028（直通）
メール：iryokikaku-g02@gbox.pref.osaka.lg.jp

医療機能情報提供制度 報告は医療機関管理者の義務です

必ず年1回

変更がある都度

定期報告

又は

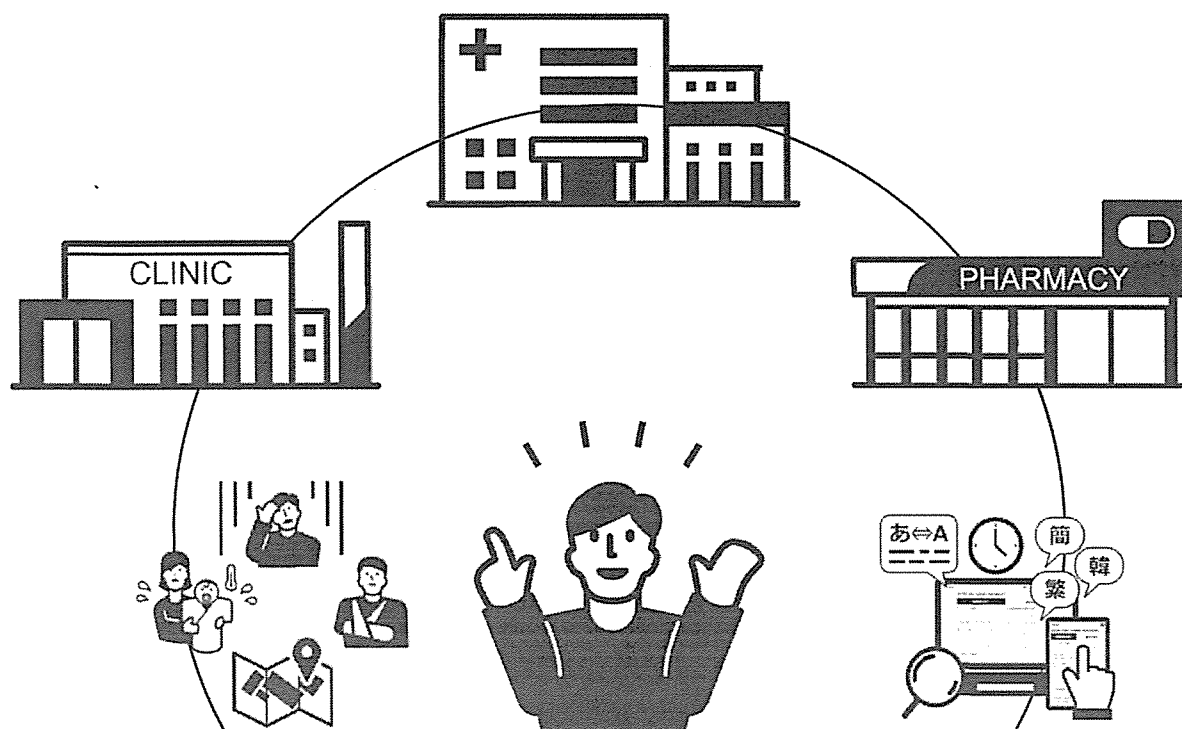
新規報告

随時報告

2024年4月に医療情報ネット(ナビイ)が開設されました。

医療情報ネットは、パソコンやスマートフォンで、全国の医療機関・薬局について検索・情報収集ができるサービスで、医療機関のみなさまからご報告いただいた情報を掲載しています。

住民・患者が適切に医療機関を選択するためには、医療機関のみなさまのご報告が不可欠です。必ず年1回以上のご報告をお願いします。



【お問い合わせ先】 大阪府健康医療部保健医療室
保健医療企画課計画推進グループ
電話 06-6944-6185
メール mfips_tantou@gbox.pref.osaka.lg.jp



◀メールアプリが起動します
(ご使用の機種によっては、アプリが起動しない場合があります)

報告方法等については裏面をご覧ください

医療機能情報提供制度とは

- ・医療機関の管理者は、医療法第6条の3に基づき、医療機能に関する情報を知事に報告し、知事は、報告された情報を公表することが義務付けられています。
(医療法第7条に基づく申請・届出の手続きは別途必要ですのでご注意ください)
- ・未報告の医療機関は、医療情報ネット(ナビイ)で検索しても検索結果に表示されないこととなりますので、必ずご報告をお願いします。

検索してみてください！

ナビイ



報告方法等について

[報告方法] パソコンから厚生労働省の医療機関等情報支援システム(G-MIS)^{ジームス}での入力
〔スマートフォン・タブレット端末のブラウザ (Chrome (Android) やSafari (iOS) 等) の「PC版サイト」や「デスクトップ用Webサイト」等により操作をすることも可能ですが、動作保証環境ではないため、何らかのエラーが出る場合があります。〕

[報告のタイミング]

- 大阪府から依頼文が届いたとき ▶依頼文に記載の期限までにご報告ください
 - ・ 例年1月にすべての医療機関に定期(新規)報告を依頼
 - ・ 新規開設した場合や、開設者・所在地等の変更があった場合に、新規報告等を依頼
- 診療時間等の変更を行ったとき ▶その都度、随時報告を入力してください

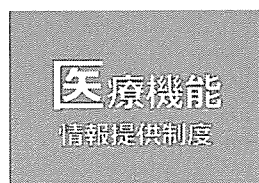
■G-MISのログインから報告画面までのアクセス方法

① G-MISのログインページでG-MISユーザ名とパスワードを入力後、「ログイン」をクリック

※G-MISユーザ名をお持ちでない場合は、報告に先立って「G-MIS新規ユーザ登録申請」の手続きが必要です。

② 「G-MIS 医療機関等情報支援システム」をクリック

③ 「医療機能情報提供制度」をクリック



④ 「新規報告」「定期報告」「随時報告」のうち、色が付いているボタンをクリックすると、報告画面が開きます



■詳しいマニュアル等は大阪府のホームページをご覧ください

定期報告・新規報告・随時報告について



G-MIS新規ユーザ登録申請について



大阪 医療機能情報提供制度



大阪 全国統一システム



各手続きと啓発方法

手続き	医科診療所・歯科診療所		助産所	
	医師開設	非医師開設	助産師開設	非助産師開設
開設届出書	○	○	○	○
特例病床（設置・増床・減少）届出書	○	○	-	-
病床減少届出書	○	○	-	-
開設（許可・届出）事項中一部変更届出書	○	○	○	○
管理者変更届出書	-	○	-	-
廃止届出書	○	○	○	○
休止届出書	○	○	○	○
再開届出書	○	○	○	○
開設者（死亡・失そう）届出書	○	○	-	-
診療所（病床設置・病床数変更・病床種別変更 従業員定員変更・構造設備変更）許可申請書	○	○	-	-
開設許可事項中一部変更許可書	-	○	-	○

※「開設許可申請書」手続きについては、その後「開設届書」の提出があるため、当該届出提出時に啓発

※「管理者設置許可申請書」手続きについては、その後「管理者変更届」の提出があるため、当該届出提出時に啓発

※「2 か所管理許可申請書」「専属薬剤師設置免除許可申請書」の手続きは、医療機能情報提供制度上の報告項目でないため

啓発ちらしを配布しない。

※病院への啓発ちらしの配布は、保健所保健医療対策課が行う。